

堺市人権施策推進審議会会議録（概録）
（開催日：令和 8 年 3 月 23 日）

堺市人権施策推進審議会会議録（概録）

日 時：令和 8 年 3 月 23 日（月） 午前 10 時 30 分～午後 12 時 00 分

場 所：堺市役所 本館地下 1 階 多目的室

出席者：（審議会委員）※敬称略

天野委員、泉委員、内田委員、大井委員、柿木委員、金委員、瀧井委員、
妻木委員、【WEB 参加】東委員

（事務局）

濱ダイバーシティ推進部長、辻学校教育部部理事、中村人権推進課長、田中人権教育課長
【ダイバーシティ企画課】

脇田課長、武田課長補佐、山道企画係長、佃、松井

（傍聴人）1 人

○武田課長補佐 定刻となりましたので、只今より、堺市人権施策推進審議会を開催いたします。

本日司会を務めさせていただきます、ダイバーシティ企画課課長補佐の武田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様にはご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日出席委員は、9 名でございますので、全委員の過半数を超えており、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例施行規則」第 6 条第 2 項の規定により開催条件を満たし、会議が成立していることをご報告いたします。また、同規則第 8 条の規定により、本審議会は原則公開となっております。

本日の傍聴人は 1 名でございます。

それでは会議の開催に先立ち、本日出席の委員の皆様をご紹介します。私から見まして、左前方の委員の方から順にお名前を読み上げさせていただきます。

天野委員です。

泉委員です。

内田委員です。

大井委員です。

次に私から見まして、右列前方に移ります。

柿木委員です。

金委員です。

瀧井委員です。

妻木委員です。

本日はオンラインでの参加となります。東委員です。

次に、堺市側の出席者をご紹介します。

ダイバーシティ推進部部長 濱です。

学校教育部部理事 辻です。

人権教育課課長 田中です。

人権推進課課長 中村です。

ダイバーシティ企画課課長 脇田です。

ダイバーシティ企画課企画係長 山道です。

ダイバーシティ企画課企画係員 佃です。

本審議会の担当 松井です。

本日の出席者は以上です。なお、本日、山野委員、李委員はご欠席となります。続きまして、本審議会の開催にあたりまして、ダイバーシティ推進部長の濱よりご挨拶申し上げます。

○濱部長 改めまして、ダイバーシティ推進部の濱と申します。よろしくお願い申し上げます。第 29 回人権施策推進審議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私何かとご多用の中、また、年度末というお忙しい中にもかかわらず、お集まりいただきましてありがとうございます。今回の会議が委員改選後、初めての審議会ということで、お引き受けいただきましてありがとうございます。こちら重ねてお礼申し上げます。

また、本会議は、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき設置しておりまして、委員の皆様のご意見が今後の人権行政の支えとなります。ぜひともお力添えいただきますように、よろしくお願いいたします。

現在、本市の議会の方で、市政運営の大方針であります、堺市基本計画 2030 が審議中でございます。すべての施策を平和と人権の視点でもって進めるという方針は、現行の計画より引き継がれる予定でございます。

なお、本日議案に挙げております第 4 期の人権施策推進計画のたたき案におきましても、この市政運営の大方針を基に、人権に関する関連分野の個別計画の基盤となり、基本的な方向性を示すものでございます。令和 8 年度が本計画の策定期間にあたります。策定にあたりましては、昨年、令和 7 年 8 月に行いました「第 9 回人権に関する市民意識調査」の結果も踏まえて、本市の現状と課題を整理し、次期計画の方向性をまとめております。皆様におかれましては、様々な見地からご闊達なご意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○武田課長補佐 それでは、会議に入らせていただきますが、会議に先立ちまして、本日の配布物を確認させていただきます。

水色の冊子「第 9 回堺市人権意識調査結果報告書」

「堺市人権施策推進審議会委員名簿」

「次期堺市人権施策推進計画の策定について（諮問）」の写し

「第 4 期堺市人権施策推進計画のたたき案」

「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」

「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例施行規則」となっております。

以上ですが、すべてでございますでしょうか。不足がございましたら挙手をお願いいたします。

それでは早速ですが、[案件の 1 会長、副会長の選出について]でございます。本日は委員改選後、初めての審議会でございます。「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例施行規則」第 5 条の規定により、本審議会には会長及び副会長を置き、会長と副会長は委員の互選により定める。となっております。

それでは、どなたか会長、副会長にご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

○妻木委員 会長は前期会長を務められた内田委員がいいんじゃないかなと思います。副会長は東委員が適任かなと思いますので、推薦いたします。以上です。

○武田課長補佐 会長には内田委員、副会長には東委員に、とのご意見がございましたが、いかがでしょうか。

○委員 異議なし

○武田課長補佐 ありがとうございます。内田委員に会長をお願いしたいということですが、内田委員はいかがでしょう。

○内田委員 はい、了解しました。

○武田課長補佐 ありがとうございます。東委員に副会長をお願いしたいということですが、東委員はいかがでしょう。

○東委員 ありがとうございます。今日鹿児島で GI 学会がありまして、こちらの方、オンラインで参加させていただいておりますが、謹んでお引き受けさせていただきます。よろしくお願いします。

○武田課長補佐 ありがとうございます。それでは内田委員は会長席へ移動をお願いいたします。

それでは内田会長から会長就任にあたりまして、一言ご挨拶をお願いいたします。

○内田委員 皆さん、改めまして、おはようございます。会長に推薦いただきまして、引き受けることにいたしました。名簿を見ていただきますと、3 期目がわたくししかおりませんので、まあ、前期も実は会長を務めさせていただいたんですけど、一番ベテランであるということで回ってきたのかなと思っています。世界中の状況を見ますと、戦争も起こっていますし、平和と人権が非常に世界中で脅かされるような状況が本当に進んでいます。まさに今こそ、平和と人権の大切さと、その実現のために、さまざまなことをやっていかないといけないということだと思います。とはいえ、できることは限られています。堺市として、この平和と人権が本当に実現に向かうように、色々な助言や、政策提案に意見をしていくというのが、この審議会の務めだと思いますので、皆さん、ご協力いただければと思います。引き続きよろしくお願いいたします。以上で簡単ですけども、挨拶にさせていただきます。よろしくお願いします。

○武田課長補佐 ありがとうございます。それでは議事に入る前に、本日の会議録についてご説明させていただきます。

本日は会議録作成のために会議内容をすべて録音させていただいておりますので、ご了承ください。ご審議いただきました内容は、会議終了後、会議録を作成し、市ホームページにて公開いたします。会議録は事務局にて作成した後、会長及び本日ご出席いただいております委員の中から 1 名の方に、ご確認ご署名いただきたいと思いますと考えております。

委員の署名につきましては、従来よりお名前の五十音の順で実施しており、引き続き持ち回りをお願いしたいと考えております。委員の改選により、半数以上の方が新任となられたことから、本日の審議会は天野委員にお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、内田会長をお願いいたします。内田会長、議事進行をお願いいたします。

○内田会長 それでは会長の方から以降の議事を進行していきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、先ほど事務局より説明がありました、議事録の署名ですが、事務局から持ち回りでということのご説明がございました。今回、天野委員にお願いしたいということですが、その件に関しては皆様よろしいでしょうか。大丈夫ですね。それでは、天野委員、よろしくお願いいたします。

それでは案件に入っていきます。まず「第 9 回人権に関する市民意識調査」についての報告です。それでは事務局から報告をお願いいたします。

○佃 はい。ダイバーシティ企画課の佃でございます。着座にて失礼いたします。

それでは、「第 9 回人権に関する市民意識調査」の概要についてご報告いたします。

本調査は、令和 7 年 8 月に市民の皆様の人権に関する意識の現状を把握し、今後の施策の方向性を検討する基礎資料とするため、市内在住の 16 歳以上の方 4,000 人を対象に実施いたしました。

今回の調査からの新たな取組といたしまして、回答者の利便性向上や若年層の回答促進を図るため、従来

の郵送方式に加え、新たにオンライン（WEB）での回答方式を導入いたしました。しかしながら、結果として全体の有効回収率は 36.0%となり、前回調査の 44.5%から減少する結果となりました。

この点につきましては、回収率をどのように向上させていくかが今後の課題であると認識しております。

また、本調査の分析及び報告書の作成にあたりましては、お二人の有識者に、専門的な知見に基づくご所見をいただいております。

同和問題、部落差別の調査項目につきましては、本審議会の会長である関西大学の内田 龍史（うちだりゅうし）教授に、それ以外の人権問題につきましては、大阪公立大学の西田 芳正（にしだ よしまさ）教授にご監修いただき、それぞれの観点から所見と今後の課題についておまとめいただいております。

今回の調査の経年比較からは、大きく分けて「改善傾向」と「悪化・顕在化の傾向」の両面が確認されました。

まず、改善傾向といたしましては、人権に関する考え方に係る質問にて「差別される人にも問題がある」といった被害者責任論への同調が減少し、人権を自分事として捉える意識の向上が見られました。また、同和問題においても、旧来の忌避意識や偏見は低下傾向にあります。

一方で、課題として 2 つの悪化・顕在化傾向が浮き彫りになっております。1 つは、外国にルーツのある方々に対する受け入れ意識の低下です。もう 1 つは、スマートフォンの普及等に伴うインターネット上の人権侵害の顕在化です。

本日は時間の都合上、調査結果の主なポイントに絞ってご説明いたしました。各設問の詳しい集計結果や、両教授による詳細な分析につきましては、お手元の「堺市人権意識調査結果報告書」にてご確認いただけますようお願いいたします。

簡単ではございますが、堺市人権意識調査結果報告書の概要についての報告は以上となります。

○内田会長 はい、ありがとうございました。今回また人権に関する意識調査を実施しました。前期の審議会では、調査項目をメインに審議し、それで実施に至ったわけです。色々な課題が見えてきましたので、そのことを踏まえての、今日たたき台というものができておりますので、続きまして、「第 4 期堺市人権施策推進計画のたたき案」についても、また質疑応答していただければと思います。「第 4 期堺市人権施策推進計画のたたき案」について、これにつきましては、堺市より審議会へ諮問書をいただいております。お手元に皆さんあると思いますが、こちらに基づいて審議をしていくことになります。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○佃 はい。続きまして、案件 3「第 4 期堺市人権施策推進計画のたたき案」についてご説明をいたします。

先程ご説明いたしました調査結果の、本市の現状と課題をふまえ、「第 4 期堺市人権施策推進計画のたたき案」をご提示しております。

内容の具体的な説明に入ります前に、まずは本たたき案の全体的な概要と構成について、簡潔にお伝えいたします。本計画は、令和 8 年度をもって計画期間を終了する現行の第 3 期計画の後継となる、実質的な第 4 期計画として位置づけるものです。

現行計画の方向性を踏襲しつつ、近年の社会情勢の変化や、先ほどご報告いたしました市民意識調査の結果などを踏まえ、時代に即した見直しを行った上で、次期計画を策定する予定にしております。

次期計画の策定にあたり、ポイントが大きく 2 点ございます。

1 点目は、すべての人が自分らしく生きる社会の実現に向け、「人権意識の視点」に加え、新たに「ダイバーシティの視点」を計画の基本姿勢として明確に位置づけたことです。

2 点目は、昨今の社会状況や人権意識調査を鑑み「外国にルーツのある人々」に関する課題や、「インターネット上の人権侵害」といった喫緊の対応が求められるものを、新たに「重点的課題」として明確に設定したことです。

全体の構成といたしましては、第Ⅰ章から第Ⅷ章までの8章立てとしております。

前半の第ⅠからⅣ章で策定の背景や人権をめぐる現状・課題を整理し、第Ⅴ章におきまして、本市がめざす社会の理想像と、それを実現するための「2つの視点」及び「2つの手段」をお示ししております。

そして、その後段となる第Ⅵ章・第Ⅶ章において、施策の柱や各分野における人権課題への取組を展開し、最後の第Ⅷ章で推進体制等をお示しするという流れになっております。

以上が、本たたき案の全体的な枠組みと改定のポイントとなります。

それでは、これより各章の具体的な内容につきまして、順を追ってご説明させていただきます。

お手元の資料「堺市人権施策推進計画（たたき案）」をご覧ください。

まず、1ページ目、第Ⅰ章「策定について」です。

本計画は、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき、令和8年度末をもって終了する現行の第3期計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、社会情勢の変化に即した見直しを行うものです。

条例上の位置づけとしましては、「堺市人権施策推進計画」として策定するものでございますが、本市の最上位計画である「堺市基本計画2030」などのもとで、男女共同参画、こども・教育、福祉、多文化共生といった関連する各個別計画の共通の基盤となる「基本的な方向性」を示すという本計画の性質を明確にするため、名称を「堺市人権施策推進方針（堺市人権施策推進計画）」としております。期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間といたします。

続いて、2ページ目、第Ⅱ章「人権をめぐる動き」をご覧ください。

ここでは、国際的な動きや国内の動きについて示しており、3ページ目では、第3期計画における取組の概要をお示ししております。

第3期計画では、「人権が文化として確立された社会（共生社会）」の実現に向け、多様性・包摂性・持続可能性の3視点を設定し、人権教育・啓発、人権擁護・相談、個別分野ごとの課題対応、平和実現への取組を総合的に進めてまいりました。

ICTの活用や関係機関連携の強化などを通じ、個人の学びから行動、そして人と人のつながりの拡大を意図して展開してきたところです。

それでは、4ページ目、第Ⅲ章「堺市の現状」をご覧ください。

本市の現状として、冒頭で申し上げた「第9回堺市人権意識調査」から見えた人権意識の改善傾向と、「排他的意識の拡大」「インターネット上の人権侵害の顕在化」という2つの課題を記載しております。

「人権は自分ごとである」という意識が89.5%にのぼり、また、被害者責任論を否定する見方が増加しており、全体として人権をめぐる基本的な考え方は改善傾向にあります。

一方で、外国にルーツのある人に対する意識では、受け入れ意識が低下しております。

例えば、5ページ目をご覧ください。5年前の調査と比較し、「日本の生活習慣・しきたりや慣習に従わせるべき」との回答は29.2%→43.7%へ上昇し、「自分の地域に住んでほしくない・関わりを持ちたくない」も5.5%→11.3%と上昇し、共生的な見方は低下しています。

さらに、6ページ目をご覧ください。インターネット上で誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みを目にした経験は増え、「日本に住む外国にルーツのある人に関すること」、「障害者に関すること」、「性的マイノリティに関すること」の書き込みを見たとの回答が増加しております。インターネット上の人権侵害が顕在化しております。

人権意識は改善されつつも、国際化の進展に伴う排他意識の拡大と、情報化社会の進展に伴うインターネット上の人権侵害の顕在化という二つの課題が前面化していることが調査結果から読み取れます。

これらを踏まえたのが、7ページ目、第Ⅳ章「踏まえるべき課題」です。

本計画では、課題を2段構成で整理しております。

まず、「継続的に踏まえるべき課題」として、同和問題、女性、子ども、障害者など、様々な分野における差別や偏見が依然として残存していることを挙げ、これらすべてに取り組むことが市の責務であることを明記しております。

その上で、「重点的に踏まえるべき課題」として、先ほど申し上げた意識調査の傾向に基づき、「排他的意識の拡大」と「インターネット上の人権侵害の顕在化」の2点を挙げております。課題への取組を基本としつつ、直近の調査で表れた課題に対して重点的に取組むという構成にしております。

次に、8ページ目、第Ⅴ章「堺市がめざす社会」です。

あるべき理想像を「平和を礎に、人権が当たり前に尊重され、個々の多様性を認め合い、自分らしく生きることができる社会」と定め、すべての施策の判断基準として「2つの視点」と、それらを実現する「2つの手段」を掲げました。

9ページ目では、「基本姿勢」である「2つの視点」、「2つの手段」を詳細に示しており、1つ目の「人権尊重の視点」では、権利擁護に加え、インターネット上の課題に対応するため、「人権侵害の加害者にも被害者にもならないための意識」を重視することとしております。

2つ目の「ダイバーシティの視点」では、人権意識調査で見られた課題に対応し、「排他的な意識にとらわれることなく、互いの違いを認め、活かし合おうとする意識」を重視することとしております。

これらを実現する手段として、個々の「意識変革・行動変容」を促し、そして、多様な主体が連携して参画する「協働・参画」の取組を進めてまいります。

続いて、10ページ目、第Ⅵ章「施策の柱と具体的施策」では、3本柱を掲げております。

1つ目が「人権教育・啓発の推進」による「人権意識の向上」、2つ目が「被害救済を図る相談支援の充実と関係機関・団体との連携」による「人権相談・救済」、3つ目が、「平和理解の浸透」と「次世代への継承」による「平和意識の向上」です。

そして、11ページ目、第Ⅶ章「人権課題の各分野」をご覧ください。

ここでは、同和問題、女性、性的マイノリティ、子ども、障害者、高齢者など、9つの分野を掲げております。各分野につきまして、本市の取組の方向性を記載いたしました。

また、第Ⅳ章の課題と連動させる形で、12ページ目には「外国人・外国にルーツのある人々」と、「インターネット上の人権侵害」の2つを、本計画の【重点分野】として位置づけております。

最後に、13ページ目、第Ⅷ章「方針の推進」です。

本計画の推進にあたっては、庁内の推進体制として、本審議会で人権施策の推進に関する重要事項の調査審議等を行い、また、市民・各種団体・関係機関等との連携を図ってまいります。

進捗管理につきましては、本計画は「堺市基本計画」を上位計画としており、関連分野の各個別計画の基盤となる基本的な方向性を定めるものであるため、具体的な事業や数値目標は設定しておりません。

そのため、毎年の進捗管理におきましては、本計画に基づき各部署が実施した人権教育・啓発施策について、「事業の概要」「成果」「課題」等を取りまとめることとしております。この取りまとめを通じて全庁的な情報共有を図り、施策の進行状況を把握してまいります。

また、人権意識調査の結果を全庁で共有し、総合的な人権施策の推進に資する情報基盤とし、次期計画は、取りまとめ結果及び人権意識調査の知見から得られた成果・課題を踏まえて策定いたします。

以上が、第4期人権施策推進計画の全体構成でございます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、策定に向けて次年度、8月、10月、2月と3回程度審議会を開催し、本件諮問依頼の継続審議として委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

なお、次年度の審議会につきましては、内容に応じて書面で開催する場合もございますので、どうぞよろしくお

願いたします。

事務局からの説明は以上です。

○内田会長 ご説明ありがとうございます。ということで、この人権施策推進計画の第4期堺市人権施策推進計画を作っていくため、今日はあくまでもたたき案が出てきている状況でして、今日はそれぞれ、審議会の委員の皆さんからのいろんなご見地からご自由に意見をいただいて、それを今後の計画に生かしていくというための1回目の会ということの位置づけになりますので、ただいまの計画に関して、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。よろしくお願いします。どちらからでも結構です。いかがでしょうか。はい、金委員からよろしくお願いします。

○金委員 ご説明ありがとうございます。ちょっと、気になっていることがありますので、追加でお分かりでしたら教えていただきたいと思うのですが、市民を対象とする啓発の重要性というのはもちろんあるんですけども、市の職員に対する人権意識の向上に向けた取組が大事な政策だというふうに考えております。ご存知の通り、大阪市の市職員が部落問題に対して、特定の地域に関して差別的な発言をしていたということが明らかになり、市長が謝罪をするといったことがありました。同じような出来事が以前にもあって、その際にも取組を進めて、多分市としては取組をされたんだと思いますが、なかなかその成果が上がらずに今回明らかになったということなんですけども、大阪市だけの課題ではなくて、私が自治体の職員の研修を府内の衛星市で行っている場合においてもですね、忌憚なくご意見をお聞かせくださいということを言いますと、結構その点の発言が出てきたことがあったんですね。ご本人がっていうことではなくて、ご自身が勤務している中で、大阪の特定の地域を回る際に先輩がそんな風な発言をしていたのを聞いたことがあるとか、あるいは、現場で対応するときに、外国人の対応はすごくしんどい。言葉としてはもっときつい方でしたけれども、そういう発言があって、それを、私に研修依頼をされた人事課の方々と共有しながら、職員に対する意識変化といいますか、それを促していくための、さらなる推進方法について、議論を深めたということがあったんですが、堺市の市職員の皆さんが、この人権施策推進計画だとか、あるいは他にも内規があるんだと思いますが、どのような形で人権研修を受けておられるのかということで、もしご存知の部分がありましたら、今日は人事関係の方来られてないから分からないかもしれませんが、教えていただければと思います。

○内田会長 はい、じゃあこれは事務局から。

○佃 はい。ご意見ありがとうございます。まず、今のご指摘がありました、先般、大阪市において職員の方が、というところなんですけども、本市におきましても、当該事案を受けまして、改めて職員の人権意識の徹底を図るため、全職員を対象にした研修を速やかに実施いたしました。また各課に1名、人権担当者というものを配置しておりまして、人権研修を定期的に受け、そこで受けた研修を課内で周知するといったこともしております。引き続き今後も、同和問題をはじめとする、様々な人権課題に対する正しい理解を深めて、日常の職務や言動において人権尊重が徹底されるよう、引き続き研修の内容の充実について努めてまいります。

○内田会長 はい、よろしいでしょうか。もちろん市民だけでなく、人権の実現に一番働かないといけないのは、公務員の方々ですね。憲法の理念に基づいて、人権の実現のためにおられると思いますので、それは非常に重要なご指摘かと思いました。しっかり頑張っていただきたいなと思います。はい、よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは、ご意見いかがでしょうか？ はい、では妻木委員よろしくお願いします。

○妻木委員 はい。市民意識調査のことなんですが、市民意識調査の結果を踏まえて、計画策定されるということなので、ちょっとコメントなんですが、資料4ページのところで、人権に関する考え方が改善傾向だというふうにまとめられていますが、3.7ポイント増加、2.9ポイント増加で、人権に関する考え方が改善傾向というのはちょっと厳しいんじゃないかなと思います。で、その下の外国ルーツの人への排他性が増加し、共生的が低下っているのは、まあ確かにという変化ですが、ちょっと人権に関する考え方、改善傾向というのは、そういう捉え方はちょっと統計的にできないんじゃないかなというのはあって、それがベースになるということなので、その認識は改めたほうが

いいんじゃないかなと思いました。はい、以上です。

○内田会長 はい、これはもう事務局から何かコメントがあれば、はい。

○脇田課長 ご意見ありがとうございます。そうですね、一定、妻木委員の方からご指摘ありましたように、増加ポイントっていうのは、こちらの外国籍のルーツのある方への指標の悪化に比べても、相対的に見ても、ポイント差が低いというご指摘は、おっしゃる通りだと思います。

本市としても改善傾向であるから、これまでの取組をしていかないという事ではございません。これまで以上に人権施策全般につきまして、取組を進めていくという形で計画を策定したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○内田会長 これ第9回ですからね、堺市はもう長年ずっと経年変化をとっておられますので、これは前回調査と比較しているということなので、もう少し長いスパンで見たら、もう少し違う見え方がするのかなとは思いますが、これらは悪化はしていないということですよ。現状維持というか、悪化していないということは、おそらく言えると思いますので、書きぶりに関しては、今後要検討かなというふうに思いました。ご意見ありがとうございます。他いかがでしょうか。それでは大井委員からよろしくお願いします。

○大井委員 私、体調不良で、今識字の方は講師に行っていないんですけれども、長年30数年、識字に関わっていて、地域の方ともいろいろ話す機会があったんです。で、2人で喫茶店入った時の話なので公の話ではございませんが、彼女がとってもスポーツ好きで、ふれあいセンター以外にも行って講習を受けたり習ったり楽しんだりする人でした。「この辺ではそうないけど、ちょっと離れたら、隣接のどこ、えげつないで。私ら喫茶店入ったら、もろに横っちょで言われる。私が地区から来てるって知ってる人が顔見て言うからほんまに気分悪いねん」という話を私にしてくれたことがあります。そういう事が、日常茶飯事に周辺では起きているということです。その辺の認識は持っておかないと、こういう調査では現れないけれども、実際に生きて生活している人たちにとっては、しんどい状況がまだあるということは分かっていると思います。

○内田会長 はい、ありがとうございます。今のお話は同和地区・被差別部落の方が、外に出た時に、いろんなことを言われ、差別的な発言をやっぱ言われている現実があるということをしかり踏まえないといけないってこととして、受け止めたけれども、何か事務局からコメントを求めますか？ご意見として、ということでよろしいですか。ここで共有しておくということで。数字だけからは現れない、差別の現実っていうのは、堺市でもありますので、それをしかり踏まえていただきたいということだったかと思います。はい、ありがとうございます。それではいかがでしょうか。

泉委員から、よろしくお願いします。

○泉委員 今回から入らせていただきました泉と申します。よろしくお願いいたします。私は堺市の人権擁護委員をさせていただいております、そのさまざまな取組の中で、2つ、ご紹介をさせていただきたいと思っています。

1つは、子どもの人権SOSミニレターという形で、実際にチャットやLINEを使った相談業務をやっております。その相談業務の大体案件の、体感ですけれども、4割から5割はいじめの問題が子どもたちから提起されております。そのいじめの問題の最近顕著な例としては、やっぱりSNS、インターネットを使った形でのいじめというのが顕在化しているのではないかなというふうに思っております。

もう1つは、中学生人権作文コンテストというのを全国的にも重視してございます。これは意識を持った中学生、子どもたちが人権課題に対して自分の主義主張を展開するという、非常に大切な未来志向の施策だと思うとおわけですけれども、特にこれは一つ一つの全国のデータを見たわけではなくて、表彰された子どもたちの作文を毎年見ておりますと、最近その中で増えてきているのは、やはり排他的な今課題として出ております、多文化共生の視点で書いている主張というのが非常に目立っております。これは選者である委員の方々がそういう意図で選んでおられるのか、それはわからないんですけれども、しっかりと自分自身の視点を持って、主張として展

開をされております。で、この 2 つの点で、特に今日見させていただきました。現実的な近年の課題として挙げておられる、その排他的な傾向が増しているということ、そしてインターネット上の人権侵害が増えてきている。これを第 4 期の大きな取組の課題として挙げておられたいというのを、非常に私体感としてよくわかる部分だと思っております。大人社会の傾向や風潮というのが子どもたちにはっきりと反映されていくんではないかなと思ってございます。その視点というのが、家庭なのか、学校なのか、地域なのか、いろんな大人社会の流れが、こどもにシワ寄せとなって出てきているのではないかなと思いますので、ここは特に私が今持っている情報からしても、力を入れて取り組んでいただきたいなと思っています。この 4 月に第 4 期の未来を創る堺教育プランというのが策定をされて実施されることになっておるかと思えます。堺の未来を創っていく子どもたちに、その視点でどうアプローチしておられるのかということを少し聞かせていただきたいのと同時に、その部分をこの第 4 期の中にもしっかりと反映していただければいいのではないかなというふうに思っております。以上です。

○内田会長 はい、ありがとうございます。大きく 2 つ、重点課題があるということに関して、やはりこれはしっかり取り組んでいくべきだということで、応援のメッセージだったと思います。実際に子どもたちのためにどんなことが取り組まれているのかということのご質問だったかと思いますが、これは事務局からお願いできますか。

○田中人権教育課長 人権教育課の田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど委員の方から第 4 期の未来をつくる堺教育プランの話があったかと思いますが、こちらにつきましても、当然ベースは人権教育、人権がベースとなっております。その中で、基本施策の基本的方向性の中にこどもが身につける力というのがございます。そのベースとなっておりますのが、確かな学び、豊かな心、健やかな体となっております。すべてが人権教育がベースとなっておりますが、その中でも豊かな心の中で、すべての教育活動の中での人権教育ということで記載しておりますので、そのようなことになっております。以上です。

○内田会長 はい、よろしいですね。もう少し。

○泉委員 第 3 期堺市人権施策推進計画および関連する教育計画の中で、人権教育の実施者に期待する役割というのが出ておりまして、そこに守備範囲として、家庭の役割、学校への役割、地域社会の市民社会の役割、企業の役割というそれぞれの立場での、その担っていくべき部分というのが書かれているんです。その部分をもう少し深掘りをして、しっかりとこういう方針で堺はやっていくんだということを書いていただきたいなという思いで質問させていただきました。今、課長さんがおっしゃってる部分と、もう少し具体的にそこはお願いできたら、ということも含めて、今日は発言させていただきました。以上です。

○田中人権教育課長 はい、基本的方向性の中で、今、委員おっしゃられたような学校、家庭、地域が連携共同する教育の推進に関する課題というのは挙げております。その中で、こどもが学校園だけでなく様々な機会を通じて学び、健やかに成長するためには、学校園が地域や家庭と連携共同しながら学びを支える環境を整備することが重要だと書いております。また、教育の場を学校園に限定するのではなくて、地域社会全体でこどもの育ちを支えるという視点に立ち、学校園と家庭、地域が教育ビジョンを共有し、協働的に教育を推進できる体制の構築が必要です。ということは記載しております。以上でございます。

○妻木委員 今の教育委員会の策定中の指針ですか？

○田中人権教育課長 プランです。

○妻木委員 それはどこに位置づいているものですか？教育振興基本計画のことですか？

○田中人権教育課長 そうですね。

○妻木委員 それは時期、作成の年度はいつからの分ですか？

○田中人権教育課長 令和 8 年度からになります。

○内田会長 天野委員から。はい、お願いします。

○天野委員 直接関係ないかもわかりませんが、今の地域の現状をちょっとお話ししたいと思います。私

自身が反省をしているんですけども、現在、私は地域全般見てるのですが、各校区とも会館を持っています。それで、今回私が申し上げまして、会館の開場日時とか時間帯を明記しなさいということで、今調査をかけてまして、この調査の結果が出てきます。今までは全くなかったんです。どういふことかと言いますと、ほとんどどの会館も閉まった状態なんです。先ほどから市民の意見を聞こうじゃないかと、そんな話がございました。確かに市民の意見も確かに重要だと思います。でも、書いてくる人はごく一握りの方、ほとんどの方は全く書かないで、いろんな問題が起きた時にどこへ来るかと言いますと、本当は町会長に行くのが筋やと私は思ってるんですが、最近の町会長はほとんどの人が仕事を持ってまして、ほとんど家におりません。土日は家にいるかもわかりませんが、ほとんどおりません。そういう状況の中で、なかなか相談をする人がいない。そこで、私どもでは人権推進委員会というのを作っていて、そこで私は委員長になってるんですけども、少なくともそういう組織は作ってます。でも、本当に相談したい方は会館にくると思うんです。ところが、その会館が閉まっているということがございまして、なかなかうまいこといいないんじゃないかと。ちなみに私が持っている地域の会館は全部開けてます。で、どういふようにしているかと言いますと、開けるためには誰か人手がいりますよね？人件費は役所から出ません。パートのおばちゃんでも入れたらいいんですけども、なかなかいてません。そうすると、誰か役員が順番性を引いてその会館に出てくる。こういうことを現在やっています。月曜日から土曜日まで役員がすべて出てきてます。これもなかなか朝から晩までおるのは難しい。だいたい午前中なんです。いふようなことを現在やってます。それでもそれをやることによって、いろんな質問等が入ってきます。「ああ、この会館行ったら空いてるんや」と。役所行ってもなかなか敷居が高い、でも地域の会館は地域の人じゃないかと、こういう身近な気持ちを持ってくれているんです。そういう意味で、私は良いんじゃないかな、というふうに思っています。で、相談を聞いた上でいろんな問題が出てきます。人権の問題だけじゃありません。その問題が提起をされまして、速やかに役所の各部署に連絡を、というふうなことで、現在、私どもの金岡南校区の地域改革をやっています。でも、少なくとも今そこまでやっているところは、93 連合会があるんですけども、この連合会の中でやっているのはまずない。現在私のところだけやと。私は 93 校区全部の連合会長やらせてもらってるんでね。これではダメなんで、先ほど申し上げたように、計画表を出してもらうときにメンバー表が出てきます。そのメンバー表の一番上に、会館はいつ開けてますか？時間はどんな時間ですか？ということを書きなさいということをやりました。これがどのぐらい出てくるのかわかりませんが、期待をします。これをやることによって、ある程度、市民の皆さん方よりも、もっとも中身の濃い相談が出てくるんじゃないかとこのように思っています、期待をしているところです。以上です。

○内田会長 はい。地域の実情に関してのリアルなお話だったかと思います。教育啓発の非常に大きな役割を担う一つの組織がやはり自治会や地域の集まりだと思いますし、その教育啓発だけではなくて、相談に関しても、そのような事例があるということで、私も今学ばせていただきました。啓発にしる、相談にしる、やはり地元の自治会がしっかり機能していくことが、より住民の方にとって、相談しやすかったり、さらには教育や啓発も届きやすかったりするという意味では、そうした自治会をしっかりと支援していくということも非常に市役所として、市として、やっていくべきことなのではないかなと、今のご意見を伺いながら思いました。共有でいいですか？

○天野委員 結構です。そういうことです。今出してますんで、返ってきましたら、どの程度そういうことをやってくれているか出てくると思います。私の知っている限りでは、ほとんど閉まっています。

○内田会長 そこは大きな課題であるということですね。はい、ありがとうございます。では瀧井委員から、よろしくお願いします。

○瀧井委員 ありがとうございます。今回から委員をさせていただいている瀧井と申します。今回、基本姿勢にダイバーシティの視点というのが入っているので、呼んでいただいているのかなと思っています。普段私は企業でダイバーシティの推進を専門でさせていただいているんですが、今回、協働ってところ、9 ページにですね、協働参画ってのが 2 つの手段のところに出ていますが、行政、市民、企業、団体、教育機関のこの多様な主体の

連携ってすごく重要だと思うんですが、その中でも私は企業をどう支援するかっていうのもすごく重要だなと思っています。国内の動きで人権デューデリジェンスの話が書いてあると思うんですけど、ビジネスと人権って、やはり今、企業がすごく課題を持って取り組んでいるんですね。それで、ここ数年、アンコンシャスバイアスとかマイクロアグレッションの研修っていうのは、企業は非常に力を入れてます。気づくってことがすごく大事で、そして気づいた後にどう修正するかとか、周りでそういう差別的な発言を見た時にどう介入するかとかを学ぶ機会っていうのがとても重要で、企業で研修させていただくと、これ別にその職場の話だけじゃなくて、家庭でもそうだし、地域でもそうだし、普段の自分をすごく振り返る機会になったということはよく言われるんですね。多分行政がいろんな研修をやっても日中の研修に参加できない方って非常に多くて、来られる方は来られるんだけど、届いてない方にどうアプローチするのかっていうのが、よく課題になると思うんですけど、企業の研修でそういうことを学ば人をちゃんと増やしていくとか、それを行政がどう支援できるかということはとても大事ななと思っています。例えば他市とかでもよくアンコンシャスバイアスとかはここ数年、行政がいろいろワークショップをするための素材とかを用意して、地域活動されている方とか、企業の研修とかで、使ってくださいといった事を、内閣府もやってますけど、提供しながら支援していくとか、もしそういう発言があったとき、どう介入して行くかガイドブックを作るとか、そういう支援をしながら、企業の連携を強化するっていうのが一つ大事ななと思いました。2つ目なんですけど、先ほど天野委員がおっしゃった相談にどう対応するかっていうのは、とても大事ななと思っています。施策の柱のところにも、人権相談救済ってありますけど、こういう相談ってやはりすごく専門性が求められるところもあったりだとか、そのマイノリティの課題が結構いろいろ複雑に絡み合っていると思うんですね。ジェンダーの悩みもあるんだけど、ジェンダーだけじゃないとかですね。外国ルーツとジェンダーとなんかいろいろ絡み合ったりするので、そういう時に、どこに行けば、ちゃんとそういう専門的な相談に乗ってもらえるのかとか。そこにアクセスするのが、先ほどおっしゃったみたいに開いてない、アクセスできないっていうのが困りますよね。なので、その自治会や会館の役割ももちろんなんですけど、そういう相談機関にどうアクセスをちゃんとできるようにしていくか、それをどう周知していくかっていうことがとても大事なというふうに思います。最後3点目なんですけれども、施策の柱にですね、次世代での継承っていうのがあって、こういう話は、私は普段学生に関わることも多く、学生とよくジェンダーギャップについて話し合ったりするんですが、ジェンダーギャップにかかわらず、すごく課題意識を持っている学生が多いと思うんですね。最近だと特に地方創生の中で、地方女子プロジェクトの話とか割と話題になると思うんですけど、気づいてもらいたいから声を上げていく人たちが増えているんですね。それで、多分外国ルーツの話もそうだと思うんですけど、法務省がYouTubeで発信している人権啓発動画、「誰かのこじやない」という動画で、外国ルーツの方のゴミ出しの問題とかで、すごい匂いがするけど、あれはどうだみたいなので、地域の人みんな白い目で見ると、知らないだけで、本当はもっと知り合えたらそんなことが起こらないのに、といった事があります。要するに相互理解をしていないから、勝手にあの人大丈夫？とか、あの人にちょっと近寄らない方がいいんじゃないの？みたいな勘違いしていることが多いので、地方女子プロジェクトがやっていることも、本当に相互理解をどう深めるかだと思うんですけど、実際に困っている人の声や、それはもしかしたら自分もそこに加担してるかもしれないとか、そこを見て見ぬふりしてるかもしれない、といったことを一緒に考えたり、対話したり、学んでいく場を持つっていうのはとても大事ななと思っています。それで、私兵庫県でいくつかの委員していると、やはりジェンダーギャップのこともそうですし、SDGsとかもそうですけど、若い世代と、行政と企業の方が一緒に対話するような場をどう持つとか、若い世代の方から、いろんな働きかけをしていただいたり、少しリードしていただくようなこともやってもらったりして、私も少し前に参加して面白いなと思ったのは、高校生の子たちが比較している普通って何？っていう対話会に参加させてもらって、例えばあなたの家は普通じゃないって言われるとか、例えば、同性の子が好きだと、あなたは普通じゃないって友達に言われるとか、普通って何？みんなが言ってる普通って何なんだろうということを話し合う場を持っていたんですね。だから、あらゆる発言がダメとか、こうがダメとか、相手を否定するんじゃなくて、改めて普通って私たちが当たり前と言ってることって

何なんだろう、普通じゃないって何なんだろうって考えることによって、そこでとても色々気づかされることがあって、自分が思ってる普通って、相手にとって普通じゃないとか、いろんな気づきがあって、行動変容につながるきっかけになったり、私はすごい考えさせられたりしたので、そういう次世代も巻き込んだり、他世代と一緒に考えたり、気づいて改善して行くような取組を入れることによって、ちゃんと行動変容を生み出すような、そういうことができるとういかなと思いました。はい、すみません、一気に3つですが、私からは以上です。

○大井委員 堺市にお住まいじゃない委員の皆さんに聞いていただきたいんですけど、堺市では昔、インターナショナルピープルカーニバルっていうイベントが、この市役所の広場で、民間でやってるんです。それで、ある企業の社長が気に入ってお金出して、朝鮮初級学校が中心になって連絡やいろいろ動いて、そしたらどんなことが起こったかと言ったら、朝鮮の舞踊とか歌だけではなくて、舞台では、スパニッシュダンス習ってる教室のグループが出てきたり、ハワイアンダンスのグループが出てきたり。ベトナムとかタイの人たちが堺に住んでいて、あそこにベトナムの領事館がありますけども、その人たちが踊ったり歌ったり、ブースでお店を持ってくれて、いろんな食べ物そこで買って食べることができるという、そういうのが毎年1年に1回あったんです。それで、朝鮮初級学校が経済的に体力が持たなくなってきた、堺市の教育委員会には、堺市の日教組、堺の組合が交渉して、まだ学校があるときから、堺市のこどもがお世話になってるんやから、やっぱり堺市として支援金出すべきやという形で取り組んでいたんです。そして、もう経済的に持たないってなって、大阪の方へ合併して朝鮮初級学校がなくなったんです。その後、小さい学校やけど民間の空き地にしたら広いとこやから、そこへ徐々に徐々に建設物が、マンションが建って、今はもう人が住んでおられます。堺市は4、5年交渉を続けて、大阪の方へお世話になってる堺市民のこどもに対してっていう形で、お世話になってるからって支援金をちょっと出してたんですが、全くもう何もなくなった。そしたら、大阪の方は大阪の方で遠いところやから通うのが大変で、今まで堺市にあったから通ってた南の方の子がまずダメになって、堺に住んでる子もダメになっていくという形で、みんな民族教育を受けたいという親も子も思っていながら、だんだんだんだん潰れていってます。そういうのと、この社会的な人々の意識とはやっぱり関係してるのと違うかなって。やはり目の前に、ここに朝鮮初級学校があると、ここで初級学校が公開授業をやっていると、そういうのが新聞に出たり、人の目に触れたりすると、何もなくなってしまったっていうのと、そのところ私は、すごく後退してしまったなって悲しいなと思っているんです。ですから、堺市には今、いわゆる実習生で来て、そのまま住み着いている人、私が識字で教えた人はそうです。そして、結婚して自分らが所帯持ってマイホーム買っておられます。その息子さんが夏休みの習字が書かれへんから、先生教えてって言って、孫に教えるみたいな感じで夏休みのお習字教えたりしましたけど。そういう大きな取組と、地域的には知れてますけど、そういうのが毎年人の目に触れる取組があるのと無いのでは、意識がやっぱり後退していくと思うので、民間でできないのだったら堺市で、堺市にはこれだけ色々な人が住んです。この人たちはこんなものを食べて、こんな音楽をやってますよ、ダンスしてますよ、という事を市民に知らせる場を、私は、作っていく、提供するっていうのも大事違うかなと。文化を発信し合う、そういう取組があれば、ちょっとは難しい理屈じゃなしに、楽しみながら、近づいていけると違うかなと思っています。

○内田会長 はい。具体的にご提言いただいてありがたいです。ダイバーシティですよ。排他的な状況が広がっていく中、しっかりお互い分かり合うような機会が、そういう場がなくなってしまう、できなくなってしまうということがありますので、色々な多様な背景を持っておられる方が、堺市で共存していく、共生しているという現実をしっかりと知らせていくべきなんじゃないかということで受け止めました。はい。具体的にご提言だったと思います。ありがとうございます。

○瀧井委員 今ので2つだけ付け加えていいですか。短くお話しします。

○内田会長 はい、瀧井委員、どうぞ。

○瀧井委員 ありがとうございます。大井さんが今おっしゃったことがすごいヒントになって思い浮かんだことがあるの

で、2 つだけ。インターナショナルカーニバルのお話聞かせていただいて、すごくいいなと思ったんですけど、よく LGBTQ の時とか、アライの活動ありましたよね。ああいうアライのようなのを増やしていくっていうのはすごく大事なかなと思います。多分こういう人権の話になると、アンコンシャスもそうですけど、よく登場人物は色々いるとそう言われてと苦しめる人、でも言ってる側、当事者ですよ、当事者。行為者は、無意識に差別をしている人は気づいてなくて、周りの傍観者がいますよね。傍観者。それを見てる人は、見てて何もしなかったらそれをまた再生産させてしまいますよね。そして、それを見てて、それはやはり良くないとか、それを言われて困っている人たちをやっぱりサポートしようっていう、アライを増やしていくといった活動が一つ大事なかなと思いました。あと、そういう文化を作っていく、そういう相互理解の機会を作っていくっていうところで言うと、今、3 月の少し前まで国際女性デーウィークというのが、どこもやってたと思うんですよ。特に今年は女性の休日キャンペーンといった感じで、私も関わっている企業さんが、だいたい 2 週間ぐらいのこのウィークで、経営層から管理職、一般職まで、みんなでこのことについて考えるような、1 回大きいシンポジウムやるとか、1 回研修やって終わりでは全然文化にならないんで、そのウィークとかでしっかり対話をするとか、繰り返しながら文化にして行くような支援も大事なかなと思いました。はい、以上です。

○内田会長 はい、ありがとうございました。本当にいろんな意見が出てました。確かに言いたいこといっぱいあるんですけど。はい、柿木委員からもご意見いただきたいと思います。はい、よろしくお願いします。

○柿木委員 わたくしも今回から、こちらの方に参加させていただくことになりました。よろしくお願いします。私の方が福祉をベースにしているというところで、障害者福祉を専門ということでさせていただいております。調査結果の方、拝見をさせていただいている中で、こちらのたたき案の資料の方で言いますと、6 ページのところ、インターネット上での誹謗中傷、差別を目にしたことがあるかどうかということなんですが、障害者だけではなくて、ほかの項目についても数値が上がってきているというような結果を拝見させていただきまして、その目にしたっていうところが、本当に実際起こっていることを目にしたっていうところと、それからアンテナを張るようになったっていうこともあるのかなというふうに思っていて、これは差別に該当するという認識が広まってきたっていうことも、この数値の中にも含まれてくるのかなっていうことを思うと、一概に悲しいということでもないのかなというふうな気はいたしました。

で、障害者関係で言いますと、差別解消法が 2016 年から施行されて、この調査の第 8 回が 2020 年の実施ということで、差別解消法が広まってきた中で、差別はあるんだなあっていうことと、それからその法律ができて、周知はまだこれから課題かなという気はしてるんですけども、その周知っていうことも、少しずつ浸透もしてきているんだろうなという期待も込めて、この結果を拝見させていただいた次第です。ほかの委員の皆様からもお話がありましたように、やっぱり気づくっていうことはすごく大事なことだろうなと思っていて、気づいてから、そこからどうするかっていうことになると思うので、ただ、気づくこと、すごく大事なんですけど、気づけてよかったねっていうところだけではなくて、それをその後のアクションにどう繋げていけるかという事が、誰もが住みやすい社会に繋がっていくっていうところになるんだろうなと考えますので、そのアクションに繋がられるような取組ということで、今回の計画の方も考えていけたらいいかなと思った次第です。以上です。ありがとうございます。

○内田会長 はい、ありがとうございます。人権に関するアンテナというか、感度が高くなればなるほど、人権侵害を見抜く力がついていくって感じですね、その点はまさにおっしゃる通りかなと思います。はい。そうした観点から、また意識調査の数字の読み方も色々できると思いますので、いろんな形で活用いただきたいなと思います。はい、一通りご意見はいただいたんですが、東委員はオンラインなので・・・。

○東委員 音声が入りこえたり聞こえなかったりということだったので、また何かありましたらメールでお送りさせていただきます。

○内田会長 わかりました。ということで、ご出席いただいている委員の方々から、それぞれの観点から様々なご意見いただきましたけど、もう少しこれは言っておきたいということがあれば。

○大井委員 ちょっとダイバーシティ課さんに質問したい。

○内田会長 はい、じゃあ質問で。お願いします。

○大井委員 すごいいい名前だと思うんです、ダイバーシティって。ダイバーシティ企画課として、ここ堺にいっぱいいろんな国の人が住んでいます。朝鮮総連の堺支部とかで、民団の堺支部とか、それから領事館ありますが、領事館とかそんなところに行って、今、堺市にどれぐらいどんな人がいますか？といった話を聞かれたことはあるんでしょうか？質問です。

○脇田課長 すみません、数的にはちょっと把握はしていないんですけれども、1件、民団堺支部さんとは・・・

○大井委員 民団と総連と両方あります。

○脇田課長 堺支部さんとは不定期ではあるんですけれども、お話をさせていただいております。

○内田会長 はい、よろしいですか。そうした堺市内にもいろんな、マイノリティと言っているのか、マイノリティの方々がお住まいであって、そうした方々の組織であったり、それを支援する組織であったり、様々にあると思うんですよね。そういうところと、やはり市がいろんな連携、今日も連携という言葉がこの中にも書かれていますので、実際どのような活動をされていて、一緒に協力して、できるところはしっかりやっていく、というところがダイバーシティというか、人権の実現のためにも非常に重要な観点じゃないかなと思いますので、そういう趣旨の発言だったのかな、と思った次第です。そのあたりの連携もしっかり進めていけるような、書きぶりになればいいのかなと思いました。いかがでしょうか。よろしいですかね。金委員、最初に口火を切っていただいたので、どうぞ。

○金委員 ありがとうございます。天野委員が先ほど言われた自治会館のことだと思いますが、これも含めて既存の社会教育施設であったりとか、自治機能が低下をすると、啓発をして行く上で非効率性が増していく、というところがあります。これは、堺市がどうかはわかりませんが、日本全体で見ますと、地域における自治機能の低下と社会教育機能の低下というのは共通して見られるんですね。なぜ低下をしているかって言ったら、公費が投じられる割合が下がってきたからです。ですので、人権啓発を考えていく上では、天野委員がおっしゃられたこととか、泉委員もおっしゃられた地域をどう活性化して行くのかっていうことがすごく重要な課題なので、それを考えて議論できればいいなと思います。私個人的には社会教育が専門なので、こんな観点からまた意見が言えたら、と思います。さらに、私が社会運動といいますか、社会事業に携わってきた中で骨身にしみて最近感じるのは、部落問題の関心が社会全体でものすごく下がってます。日本の国内における人権問題の出発点って、部落問題とどう向き合ってきたのかっていうことなんですよ。学校の先生方でも、もうすでにいわゆる同和授業が終焉してから大学に入って、教職課程を経て、公的な場所で部落問題に1回も触れずに教壇に立っていたり、あるいは市の職員の皆さんの中にも、地域の中に同和地区があるけれども、公的な場所で一度も部落問題に体系的に学んだことがなくて、インターネットで差別的な取り扱い方に触れて、それが部落問題への理解の基礎になっているというような人たちがいっぱいいるわけですね。このたたき台を見ますと、重点項目ということで、多文化共生の課題、外国人に対する差別的な問題を挙げてはもられて、これはもう喫緊の課題なので、私も切迫感があるという問題です。現実的に日常の生活相談や人権相談の中で、この手の件数がすごく増えているので、重要課題ではありますし、インターネット上の人権侵害の事例というのは本当に深刻さを増しているんですが、深刻さを増しているから、ここに知恵を集中してなんとかするかっていう問題もあると思うんですね。本質的に日本の社会が旧来の人権問題との向き合い方をどうしてきたのかっていうことがないとか対症療法の認識にしか過ぎないので、実際には外国人や外国ルーツにある人々に対する排他的な考え方の基礎にあるのは、女性に対する排外的な考え方であったり、障害者に対する差別的な考え方であったり、そもそも部落問題に対する無理解や無知が背景にあって、それに積み増される格好で、この外国ルーツの人々に対する排外性が高まっているというふうに言いますし、インターネット上の人権侵害の始まりは部落問題に対する差別落書きです。ですから、改めて、ここで審議する上で、そういう思いで私はぜひ議論させていただきたいなというふうに考えているところです。はい、以上

です。

○内田会長 はい、ありがとうございます。既存のいろんな自治会も含め、組織が弱っていくと、そこでいろんなこと担ってたわけですね。啓発なんてまさにそういうことだと思うんですけども、そこをもう一度しっかり振り返らないといけないということであつたり、部落問題、もちろん堺市は重点課題として、おいてくださっているわけなんですけれども、そのことを知らない人も増えているっていうのは、今回の調査で、いろんな意味で、部落差別に関しては改善傾向にあるんですけども、ただやはり場所に対する忌避意識っていうのは、見逃せないぐらい存在します。全体的に言うと、年代別に見て、例えば部落差別のことなんかは典型的にそうだったんですけども、年配の方の方が差別的で若い人の方がそうじゃないなっていうことが従来あったんですけど、今それがどんどん崩れてきていて、若い世代でもですね、排外的な意識を持っていたり、人権に関して全く理解がないような人たちも増えているっていうことを考えると、やはり学校教育の課題も非常に大きいですし、で、また学校教育だけやってもダメで、学校出た世代の人たちにどう学びを届けていくのかってなった時に、やはり企業ですね。職場にしっかり働きかけていくっていうことはすごく重要だと思いますし、また自治会は若い人がなかなかいないということもあるんですけども、やはり自治会などを通じて、そこに参加されている方に学びを届けていくって、いろんなことを、本当、数打ち当たるじゃないけど、やっていかないと、本当にまずい状況が広がってるんじゃないかなという、私もすごい危機感がありますので、今日はもう時間の限りがありますので、これぐらいで終えたいとは思うのですけれども、引き続き様々な意見を委員の方からいただいて、本当に良い平和と人権が実現される堺市の実現のためにですね、引き続きご意見をいただければと思います。時間のこともありますので、申し訳ないですけどもこれぐらいまでにさせていただきたいと思います。事務局の方々には、今日は委員の方から本当にいろんなご意見いただきましたので、今日のたたき台から意見を踏まえた上で計画をしっかり検討いただきたいと思います。はい、それでは委員の皆様、今日のご意見いただきありがとうございました。事務局に進行お返しいたします。

○武田課長補佐 ありがとうございます。本日の会議録は委員の皆様にご確認いただいた後、内田会長と天野委員のご署名をいただき、各委員へ送付、堺市ホームページで公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、次回の審議会開催時期については、8月頃実施予定です。案件としては、今回いただきましたご意見を踏まえ、計画の骨子案を策定し、その骨子案についてご意見をいただければと存じます。決定次第、改めてご連絡、日程調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からの連絡は以上となります。それでは本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

上記は、審議会の経過を記録し、事実と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

概録署名人 審議会 会長

概録署名人 審議会 委員